

設立が相次ぐ財政規律の「番人」

～OECD「独立財政機関に関する諸原則」の勧告について～

予算委員会調査室 三角 政勝

1. はじめに

2014年2月、経済協力開発機構（OECD）は、「独立財政機関（IFI：Independent Fiscal Institutions）に関する諸原則」について、加盟国に勧告することを決定した（以下、独立財政機関を「IFI」、独立財政機関に関する諸原則を「IFI諸原則」という。なお、IFI諸原則の全文（仮訳）を本稿末尾に掲載）。

IFIの設立は、特に2007年の米国住宅バブル崩壊に端を発した世界金融危機の収束後、各国の課題とされてきた財政の健全化に向けた取組において、その持続性に対する責任を果たし、財政への信認を取り戻すための新たな方策として注目されるようになったものである。

IFI諸原則は、近年のOECD諸国におけるIFIの設立動向や既存のIFIにおける経験等を踏まえつつ、OECD関係国のネットワークにおいて2年以上にわたり続けられた議論の成果である。

2. 独立財政機関（IFI）とは

2-1. IFIの定義と役割

IFIは、欧州委員会によれば、「予算編成のためのマクロ経済予測、財政運営の監視、又は財政政策の問題について政府に助言を行うため、主として公的資金により運営され、職務上、財政当局に対して独立性を有する非党派の（中央銀行、政府及び議会を除く）公的機関」と定義されている¹。

また、OECDによるIFI諸原則の勧告文においては、「IFIは、公的資金により運営され、行政府又は立法府の法的な権限に基づき、非党派の観点から財政政策及び財政運営についての監視及び分析、あるいは助言を行うための独立機関であり、将来に向けた事前評価の役割を担う」とされている²。

¹ 欧州委員会ウェブサイトより仮訳。なお、欧州委員会は、会計検査機関についても、会計検査にとどまらず上記の役割を担うのであれば、IFIに該当するとしている。
(http://ec.europa.eu/economy_finance/db_indicators/fiscal_governance/independent_institutions/index_en.htm)

² OECDウェブサイトより仮訳。

これらの定義とともに、現実に設立された I F I の事例や I F I 諸原則の趣旨等を踏まえつつ、筆者の私見により整理するならば、「I F I は、財政政策及び財政運営に関して、議会又は政府に対し、専門的かつ中立的な立場からの分析、評価及び助言等を行うために設立された独立性のある公的機関である」と定義することができよう。

民主主義国家における財政運営は、議会の議決に基づき、政府が予算の執行や租税の徴収等を行うことを基本としているが、I F I は、財政に関する最終的な意思決定や執行業務を直接的に担うのではなく、専門的な知見に基づく助言機能を果たすことが求められている。その結果として、財政の透明性及び説明責任が高まり、さらには財政政策についての国民の関心や理解が深まることが期待されている。

なお、国際通貨基金（IMF）は、「財政の透明性に関する優良慣行規定（Code of Good Practices on Fiscal Transparency）」（IMFコード）という文書を取りまとめている。これは、財政の透明性確保の観点から、各国における優良な事例等を踏まえ、加盟国において実施されることが望ましいとする基本的な原則を整理したものであるが、その中には、「4.3.3 財政見直し、マクロ経済見直し、及びそれらの基礎となる諸前提を評価するため、独立した専門家が招聘されるべきである」との規定があり³、I F I の設立は、その趣旨を具現化するための方策の一つとして捉えることもできよう。

2-2. 設立の背景

世界金融危機の収束後に顕在化した欧州債務危機は、欧州各国や関係機関による累次の対応にもかかわらず、その発端となったギリシャだけでなく、ユーロ圏を始めとした他の諸国にも波及した。

政府債務の不履行（デフォルト）については、ギリシャのほか、比較的最近ではアルゼンチン（2001年）やロシア（1998年）などの事例があるものの、国家は企業のように「倒産」することはできず、永続的に運営されなければならない。

このため、財政には長期にわたる持続可能性が求められることとなるが、現実の財政運営においては、社会保障など義務的な性格が強い支出のウェイトが高まっていることや、足元の景気のための短期的な対応として財政支出の追加

(<http://webnet.oecd.org/OECDACTS/Instruments/ShowInstrumentView.aspx?InstrumentID=301&InstrumentPID=316&Lang=en&Book=False>)

³ IMF ウェブサイトより仮訳。(<http://www.imf.org/external/np/fad/trans/code.htm>)

が行われること等を背景として、常に歳出拡大の圧力にさらされている。また、景気対策においては減税の実施も有力な手法とされているが、景気回復期に減税措置を終了させることは一般的に困難が伴う。さらに、多くの国において、政府自らが行う経済財政見直しには楽観的な数字が示される傾向があり、実績において想定よりも歳入が過小となることも少なくない。

すなわち、歳出拡大と歳出削減、減税と増税については、その是非はともかくとして、政治コストの観点から非対称性が存在することから、政府の財政運営には本質的に赤字拡大のバイアスが内包されていることとなる。ただし、それはあくまでもバイアスが存在するということであって、政府が財政健全化を軽視していることを意味するものではない。

世界金融危機以降、ほとんどの先進国において財政収支が悪化したが、金融危機の混乱がある程度落ち着いたことから、各国で財政の健全化に向けた取組が実施されるようになった。こうした過程において、財政運営の規律や持続可能性等について、政府から一定の独立性を持つ専門組織に何らかの役割を与えるべきではないかとの議論が高まることとなった。

2-3. 既存の独立機関との対比

経済財政に関して、政府及び議会から一定の独立性を持つ既存の公的機関としては、会計検査機関及び中央銀行が代表的なものとして挙げられ、IFIと類比的に論じられることもあるが、それぞれ次のように対比させることができよう。

(1) 会計検査機関

国の財政活動に対する独立機関による分析・評価としては、会計検査が従来から実施されており、一般的に、議会や政府から独立して、予算執行の正確性や合規性等の観点から財政運営の「事後評価」が実施される。

これに対し、IFIはマクロ経済の動向や独自の予測等を踏まえ、現在の財政運営の在り方や将来に向けた持続可能性等についての「事前評価」をより重視した役割を担っている。

(2) 中央銀行

中央銀行は、インフレーションにより国民経済が極度の混乱に陥ったという歴史的反省等を踏まえ、「通貨価値の番人」として政府から独立して金融の調節を実施することを主要な任務の一つとしている。

これに対し、I F Iには「財政規律の番人」として、健全な財政運営を促す観点から、独自の将来推計の提供や、財政目標の達成状況等を分析・評価することにより、政府及び議会、さらには国民に対し、財政に関する論点を提供するとともに、規律や透明性、説明責任を高めるといった役割が期待されている。

2-4. 具体的なI F Iの諸事例

次頁の図表は、I F I諸原則の検討の過程において参照された既存の主なI F Iの概要を整理したものである。

従来から存在するI F Iとしては、1945年に設立されたオランダの経済政策分析局や、1974年に米国議会の附属機関として設立された議会予算局（C B O : Congressional Budget Office）などが比較的長い歴史を有するが、2000年代、とりわけ世界金融危機以降に悪化した財政の健全化に向けた取組の過程において、O E C D諸国において設立が相次ぐこととなった。

具体的には、2010年に設立された英国の予算責任局（O B R : Office for Budget Responsibility）のほか、スウェーデンの財政政策会議（2007年）、カナダの議会予算官（2008年）、スロベニアの財政会議（2009年）、アイルランドの財政諮問会議（2011年）、ポルトガルの財政会議（2011年）などの事例がある。

現実に設立されたI F Iは、組織の所属（立法府と行政府のどちらに属するのか）、意思決定の方法（独任制か合議体か）、スタッフ及び予算の規模、業務内容など、その具体的な在り方は国により大きく異なっている。

一方、独立性や政治的中立性、基本的な役割（経済財政予測、財政運営の分析・評価等）、立法府との関係、財政基盤、スタッフの任免、政府情報へのアクセス、透明性の確保といった点に関しては一定の共通性もみられることから、既存の諸事例を踏まえた重要事項の整理を行い、I F Iのあるべき姿について一般的な諸原則として取りまとめることとされた。

O E C DはI F I諸原則を勧告することにより、既存のI F Iに対しては、独立性や透明性の向上を図ることを通じてガバナンスが強化されることを期待するとともに、I F Iの設立を検討している国に対しては、その制度設計に当たっての指針として活用されることを期待している。

図表 独立財政機関(IFI)の主な事例

国	名称	設立年	会議メンバー数	スタッフ数	主な役割
オーストリア	政府債務委員会 Government Debt Committee	1970	15 (うち3名は 議決権なし)	3	財政政策及び財政見直しに対する評価、債務管理政策の分析、財政の持続可能性の分析、予算に関する勧告、年次報告書の作成
ベルギー	上級財政会議 High Council of Finance	1936(設立) 1989(改組)	27 (議長は財務相)	14	財務相、予算相に対する財政政策等に関する助言
カナダ	議会予算官 Parliamentary Budget Officer (PBO)	2008	—	15 (最大17)	議会に対する財政及び経済動向等に関する独立した分析の提供、議会の要請に基づく議会の政策立案に係るコストの見積り
デンマーク	経済会議 Economic Council	1962	25 (うち4名は 共同議長)	30~35	経済開発に関する監視及び経済動向の長期分析
アイルランド	財政諮問会議 Fiscal Advisory Council	2011	5 (非常勤)	3	政府のマクロ経済見直し及び財政見直しの妥当性等の評価
韓国	議会予算局 National Assembly Budget Office (NABO)	2003	—	125	議会に対する予算に関する客観的な分析及び評価の提供
メキシコ	財政研究センター Centre for Public Finance Studies	1998	—	59	議会に対する財政問題に関する客観的、中立的、適時的な分析の提供
オランダ	経済政策分析局 Bureau for Economic Policy Analysis (CPB)	1945	—	117	経済政策、とりわけマクロ経済予測及び政策のコスト見積りに関する独立した分析
ポルトガル	財政会議 Public Finance Council (CFP)	2011	5	4 (更に10名採用予定)	政府の財政戦略に関する独立した評価
スロベニア	財政会議 Fiscal Council	2009	7	—	財政政策の安定性・持続可能性、中期財政フレームにおける目標の評価、財政支出の効率性の評価、財政の透明性及び経済見直しの質の評価
スウェーデン	財政政策会議 Fiscal Policy Council (FPC)	2007	6	5	経済財政政策の目標の達成状況、財政政策の長期の持続可能性及び経済財政見直しの質の評価
英国	予算責任局 Office for Budget Responsibility (OBR)	2010	3(委員) 2(非執行委員)	17	経済・財政見直しの作成、財政目標の達成状況の評価、財政の持続可能性の評価
米国	議会予算局 Congressional Budget Office (CBO)	1974	—	246	議会に対する中立的及び客観的な予算分析の提供

(注)組織の名称は筆者による仮訳であり、日本政府が用いている日本語表記と異なることがある。また、「主な役割」は、出所資料の記述から主なものを要約(出所は2012年6月作成のOECD資料等による)。

(出所) OECD 「Draft principles for independent fiscal institutions - Annex - Draft country notes」より作成
<http://www.oecd.org/gov/budgeting/D2-AM%20-%20SBO%20Hand-Out%201%20ANNEX%20-%20Country%20Notes%20-%20revised%2029%20May.pdf>

3. I F Iに関する諸原則の内容

O E C Dにより勧告された I F I 諸原則は、(1) 当事国のオーナーシップ、(2) 独立性及び非党派性、(3) 権限、(4) 財政基盤等、(5) 立法府との関係、(6) 政府情報へのアクセス、(7) 透明性、(8) 国民等との関係及び、(9) 外部評価、という 9 の柱で構成される。

以下、本節では、I F I 諸原則の柱の要点を述べることとする（全文は本稿末尾を参照）。

(1) 当事国のオーナーシップ

I F I の設立の検討に当たっては、他国のモデルや諸事例を参考にするとしても、それらを形式的に模倣するべきではなく、各国における固有の諸課題に基づき決定されるべきであり、また、各国の法的枠組み、政治制度及び文化と整合的なものとするべきである。

(2) 独立性及び非党派性

非党派性及び独立性は I F I が成功するための必要条件であり、I F I はその分析を政治的な意図をもって提供するのではなく、常に客観的で高い専門性の発揮に努め、全ての政党に奉仕するべきである。

I F I の組織の長は専門能力に基づいて選考されるべきであり、経済学、財政及び予算過程に精通していることが求められる。その任期は国政選挙のサイクルとは独立しているべきであり、また、スタッフの任免に関する完全な決定権を持つべきである。

(3) 権限

I F I の権限は、高いレベルの法的規範によって明確に定められるべきであり、その権限の範囲内において、業務計画を決定する自主性が与えられるべきである。

また、I F I の権限には、予算プロセスとの関連性が明確に規定されるべきであり、その典型的な業務として、経済・財政予測、政府予算案の分析、財政ルール等の遵守状況の監視、立法上の議案の費用見積り等が挙げられる。

(4) 財政基盤等

I F I の財政基盤等は、その権限を確実に行使するためにふさわしいものとするべきであり、独立性を確実なものとする観点から、会計検査機関など他の独立機関の予算と同様の方法で扱われるべきである。

(5) 立法府との関係

I F I が立法府又は行政府のいずれに属するかにかかわらず、立法府に対する適切な説明責任を促す仕組みが必要である。具体的には、①議会への報告書の提出、②長又は幹部の議会への出席、③議会による I F I 予算の審議、④長の任免に関する議会の関与、といったことが挙げられる。

また、議会から分析等の要請があった場合における I F I の役割は、法律において明確

に定められるべきである。

(6) 政府情報へのアクセス

政府と I F I との間には情報の非対称性が存在するため、I F I に対し全ての必要な政府情報に対するアクセスの権限が法律で保証されるべきである。

(7) 透明性

財政の透明性の向上は I F I の主要な目標であることから、I F I は可能な限り透明性の高い活動をする特別な義務を持つ。

I F I の報告書と分析結果(基礎となる全ての計算結果及びその方法を含む)は公表し、全ての人に利用可能なものとすべきである。

(8) 国民等との関係

I F I は、メディアや市民社会との間で有効なコミュニケーションを図ることにより、政府に対して財政の透明性や説明責任を果たすことを促し得る。

(9) 外部評価

I F I は、その業務について外部評価の仕組みを整えるべきであり、例えば、分析の妥当性に関する毎年の評価や、常設的な助言機関の設置、他国の I F I による相互評価などが実施されるべきである。

4. 検討における留意点

現在、我が国に I F I に該当する組織は存在しないが、仮に今後、I F I に関する議論が行われるとするならば、OECDによる I F I 諸原則が有益な参考となり得るだろう。

具体的には、独立性及び中立性をどのように確保するのかといった組織の基本的な在り方とともに、実施すべき業務の内容、政府情報へのアクセス等についての検討が必要となる。

4-1. 組織の所属

I F I を立法府又は行政府のいずれに所属させるかについては、I F I 諸原則においても、どちらが望ましいかについて言及されておらず、高度の政治判断に委ねられるべき事項と考えられる。

その上で、いずれに属するにせよ、I F I 諸原則が想定するような独立性及び中立性を確保するためには、経済財政に関する分析・評価など I F I の業務に係る個別の意思決定について、内閣、閣僚又は個々の議員による具体的な指揮を受けないようにすることが重要となる。このことは、会計検査における個別の指摘事項の判断に当たり、政府や議会の指揮を受けるべきでないことと同

様である。

4-2. 立法府との関係

無論、I F I の意思決定は、議会における予算や財政関係の議案の議決権を妨げるものであってはならず、我が国に関しては、国の財政を処理する権限が国会の議決に基づいて行使されなければならないとする憲法上の基本原則（第83条）に抵触しない制度設計が求められることはいうまでもない。

すなわち、I F I の活動は、政府が本源的に持つ財政赤字拡大のバイアスを修正を促すことが期待されるものの、あくまでも専門性の発揮により議会による国政調査権及び議案審議権の十全の行使に資するものであるべきであり、I F I に対して報告や答弁を求める機会が確保される必要がある。

4-3. 独立性の確保

実際にI F I の運営が開始されれば、政府や議会の意に沿わない分析や評価が行われる可能性もある。例えば、ハンガリーの財政会議(Fiscal Council)は、2010年の政権交代に伴い、新政府により予算やスタッフが削減されるとともに、権限も大幅に縮小されることとなり、事実上、I F I として機能しなくなったとされている⁴。

I F I 諸原則は、このような経験も踏まえ取りまとめられたものであり、設立後においては、I F I がいかなる分析・評価を行ったとしても、最終的な財政処理の権限が議会に属する以上、あくまでもI F I の独立性が恣意的に歪められないこと、活動が長期にわたり存続されること、情報入手等において政府の協力が保証されること、といった点が実質的に確保されるかどうか問われることとなるだろう。

⁴ Kopits, George, “Independent Fiscal Institutions: Developing Good Practices”, *OECD Journal on Budgeting*, Vol. 11/3.

＜資料＞

OECD「独立財政機関（IFI）に関する諸原則」（仮訳）

1. 当事国のオーナーシップ

- 1.1. IFIが効果的かつ永続的な活動を行うためには、広義の国家機関に属するとともに、権限の付託及び政治的な合意がなされる必要がある。IFIを設立しようとする国は、他国において設立されたIFIのモデル及び諸事例に関する研究から有益な示唆が得られるものの、他国のモデルを形式的に模倣したり、押しついたりするべきではない。各国及び国際機関は、有益な支援及び擁護を行い得る。
- 1.2. IFIの役割及び構造の在り方は、各国における必要性及び制度的環境により決定されるべきである。いかなる制度設計を選択するかについては、とりわけ小規模な国の場合、能力的な制約が考慮されるべきである。IFIの基本的な性格は、一定の保護的措置も含め、各国における法的枠組み、政治制度及び文化と整合的であるべきである。その機能は、各国の財政制度の枠組み及び取り組むべき固有の諸課題に基づき決定されるべきである。

2. 独立性及び非党派性

- 2.1. 非党派性及び独立性は、IFIが成功するための必要条件である。真に非党派性である組織は、その分析を政治的な意図をもって提供するのではなく、常に客観的で高い専門性の発揮に努め、全ての政党に奉仕する。党派的であると受け取られることを避けるため、IFIは通常の政策決定について責任を負わないことが望ましい。
- 2.2. IFIの長は、政治的立場ではなく、実績及び専門能力に基づいて選考されるべきである。その資格要件は、専門家としての経歴及び行政又は学会における経験も含め、明確に示されるべきである。具体的には、経済学、財政及び予算過程に精通しているといった能力が求められる。
- 2.3. IFIの長の任期及び再任の回数については、その免職の要件及び手続と同様、法律により明確に定められるべきである。長の任期は、選挙のサイクルとは独立していることが望ましい。選挙サイクルよりも任期が長く定められることにより、独立性が高まり得る。
- 2.4. IFIの長の職責に対しては、報酬が与えられるべきであり、可能な限り常勤とするべきである。特に会議メンバーが非常勤で採用される場合には、他の官民における雇用と同様、利益相反に関する厳格な基準が適用されるべきである。
- 2.5. IFIの長は、当該国の労働法制の範囲において、スタッフの任免に関する完全な決定権を持つべきである。
- 2.6. スタッフは、政治的立場ではなく、実績及び専門能力に基づき、公開の競争を通じて、選考されるべきである。雇用の条件は、公務員（又は議会職員）に準ずるべきである。

3. 権限

- 3.1. IFIの権限は、高いレベルの法的規範によって明確に定められるべきである。その権限の内容には、どのような報告及び分析を行うのか、誰が報告及び分析を要請することができるのかとともに、可能な限り、それらの公表時期も示されるべきである。
- 3.2. IFIには、その権限に係る報告及び分析について、自発的に公表する機会が与えられるべきである。同様に、IFIには、その権限の範囲内において、自らの業務計画を決定する自主性が与えられるべきである。
- 3.3. IFIの権限には、予算プロセスとの関連性が明確に規定されるべきである。IFIが実施する典型的な業務には、中短期又は長期の経済・財政予測、現行制度を前提としたベースライン推計、政府予算案の分析、財政ルール又は公式の財政目標の遵守状況の監視、主要な立法上の議案の費用見積り、特定の課題に関する分析研究が含まれ得る（ただし、これらに限定されるものではない）。

4. 財政基盤等

- 4.1. I F I の活動のための財政基盤等は、その権限を確実に行使するために相応しいものとすべきである。この財政基盤等には、全てのスタッフ及び会議メンバーに対する報酬が含まれる。I F I の予算は、その独立性を確実なものとするため、公開するとともに、会計検査機関など他の独立機関の予算と同様の方法で扱われるべきである。複数年度にわたる予算の確保は、I F I の独立性を一層強化し、政治的圧力からの保護に資する。

5. 立法府との関係

- 5.1. 立法府は、国の予算プロセスにおいて重要な説明責任を果たす機能を持ち、予算編成の日程には、I F I が議会のために必要な分析を実施するために十分な時間が与えられるべきである。法律上、I F I が立法府又は行政府のいずれに属するかにかかわらず、立法府に対する適切な説明責任を促す仕組みが必要である。具体的には、(1) I F I の報告書が議会における審議のために提出されること、(2) I F I の長又は幹部職員が予算委員会等に出席し、議員からの質問に答弁すること、(3) 議会によるI F I 予算の審議、(4) I F I の長の任免に関する予算委員会等の役割、といったことが含まれ得る（ただし、これらに限定されるものではない）。
- 5.2. 議会の予算委員会、その他の委員会及び個々の議員からの分析の要請に対するI F I の役割は、法律において明確に定められるべきである。I F I は、個々の議員や政党からの要請よりも、委員会及び小委員会からの要請を重視することが望ましい。このことは、とりわけ立法府の付属機関として設立されたI F I について当てはまる。

6. 政府情報へのアクセス

- 6.1. I F I に十分な財政基盤等が与えられたとしても、政府とI F I との間には、情報の非対称性が存在することが少なくない。このため、I F I に対し、予算等の政府案の根拠及び諸前提を含む全ての必要な情報について、適切な時期に完全にアクセスできることの保証を、法律（必要に応じ、法律の付随書又は覚書）により特別な義務として定める必要がある。情報はI F I に無償で提供されるべきであり、可能な限り、I F I の予算においては、政府の統計数理部門から得られる情報を分析するために必要な財政基盤等が与えられるべきである。
- 6.2. 政府情報へのアクセスに関する全ての規制は、法律において明確に規定されるべきである。プライバシー（税務情報など）及び国家安全保障上の機密情報に関しては、適切な保護措置がとられるべきである。

7. 透明性

- 7.1. 財政の透明性の向上はI F I の主要な目標であることから、I F I は可能な限り透明性の高い活動をする特別な義務を持つ。I F I の業務及び活動における高度の透明性は、その独立性を守ることに資するとともに、国民の信頼を築くことにつながる。
- 7.2. I F I の報告書及び分析結果（基礎となるデータの全ての計算結果及びその方法を含む）は、公表され、全ての人に利用可能なものとすべきである。5.1で述べたとおり、全ての報告書及び分析結果は、立法府における審議のために議会に送付されるべきである。また、I F I の長には、議会の委員会において、証言する機会が与えられるべきである。
- 7.3. 主要な報告書及び分析結果の公表時期は、とりわけ関連する政府の報告書や分析の公表と調整するため、公式に確立されるべきである。
- 7.4. I F I は、経済及び財政に関する中核的な業務内容に係る報告書及び分析結果を、独自に公表するべきである。

8. 国民等との関係

- 8.1. I F I は、発足当初より、とりわけメディア、市民社会及び他の利害関係者との間で有効なコミュニケーションのチャンネルを築くべきである。財政政策の過程におけるI F I の

影響力（法的な拘束又は処分といった強制的なものではなく）に説得力があるならば、メディアの報道は、財政問題について政府に透明性及び責任をもって対応するよう有権者が適切な圧力をかけることを促し得る。

9. 外部評価

- 9.1. I F I は、その業務について、当該国又は国際的な専門家による外部評価の仕組みを整えるべきである。この外部評価には、特定の業務について調査すること、分析の妥当性について毎年の評価を行うこと、常設的な助言機関を設けること、他国の I F I との間で相互評価を行うこと、といった方法がある。

(注) 上記は参考のための筆者による仮訳であり、正確には下記の OECD ウェブサイトにおける原文を参照されたい。

<http://webnet.oecd.org/OECDACTS/Instruments/ShowInstrumentView.aspx?InstrumentID=301&InstrumentPID=316&Lang=en&Book=False>

【参考文献】

Kopits, George (2011), “Independent Fiscal Institutions: Developing Good Practices”, *OECD Journal on Budgeting*, Vol. 11/3.

(<http://dx.doi.org/10.1787/budget-11-5kg3pdgcpn42>)

Calmfors, L. and S. Wren-Lewis (2011), “What should fiscal councils do?”, *Department of Economics, Discussion Paper Series*, No.537, Oxford University.

(http://www.economics.ox.ac.uk/materials/working_papers/paper537.pdf)

(内線 75324)